

住宅騒音防止工事補助事業の制度変更について

これまでの取り組みを踏まえ、今後の助成のあり方を検討するため設置した、「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」の結果を受け、空気調和機器の更新工事について、見直すこととしました。

A. 見直し内容

1. 4回目の更新制度について

●3回目の更新工事(更新工事③)制度創設より、10年以上を経過したことから、4回目の更新工事(更新工事④※)を開始します。

※告示日後住宅更新工事③を含みます。

2. 対象世帯について

●単身世帯を含む全世帯を対象とします。

※更新工事③でエアコンの対象台数を低減したことにより、対象とならなかった単身世帯も対象となります。

B. 更新工事④制度内容

対象台数について

冷暖房機器	単身世帯	1台	} 但し当初の防音室数まで
	複数世帯	居住人数マイナス1台	
換気装置	全世帯共通	居住人数 プラス1台	

対象機器について

前回の更新工事(更新工事③)。単身世帯のエアコンについては更新工事②)実施後、10年を経過し、所要の機能を失ったものを対象とします。

※前回の更新工事以後、自己で取換えた空気調和機器も対象となります。

補助率(国)について

更新工事④ …空気調和機50%(50%)、換気装置50%(50%)

※()内は告示日後住宅更新工事③。

※生活保護世帯の補助率については更新工事③に準じます。

・詳細な事業内容等につきましては右記、補助事業者へ問い合わせ願います。

お問い合わせ

宮崎市 環境部

環境政策課 管理係

TEL0985-21-1761